

規制の事前評価書

法令案の名称：旅券法の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 18歳以上の者が、有効期間5年の一般旅券の発給の申請をする制度の廃止（旅券法第五条第一項～第三項及び第十四条関係）

(2) 18歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券（残存有効期間同一旅券）の発給の申請をする制度の廃止（旅券法第五条第四項関係）

規制の区分：新設 拡充 緩和 廃止

担当部局：外務省領事局旅券課

評価実施時期：令和8年3月

1 規制の必要性・有効性

【緩和・廃止】

<法令案の要旨>

- 有効期間5年の一般旅券の発給対象者から18歳以上の者を除外し、これを18歳未満の者のみとする。また、18歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券（残存有効期間同一旅券）の発給の申請をする制度を廃止する。

<規制を緩和・廃止する背景、発生している課題とその原因>

- 一般旅券の発給等を申請する者に係る国分の手数料は、現行では直接行政経費（旅券に係る費用）と間接行政経費（邦人の保護・援護措置等の諸活動に係る費用）を併せた額を定めており、透明性の確保等の観点からこれを法律事項としてきたところ、旅券法の一部改正により、間接行政経費を算定根拠から除外し、国におけるこれらの処分に要する費用の総額を国に納付するこれらの処分に係る手数料の総額をもって賄うことができるように各処分に要する実費及び各処分の性質を勘案してその具体的な額を政令で定めることとする。
- これに伴い、現行の有効期間10年の一般旅券、有効期間5年の一般旅券及び残存有効期間同一旅券の発給に要する経費（実費）はほぼ同額となり、18歳以上の者については、有効期間5年の一般旅券を申請することは経済合理性の観点から想定し得なくなることから、有効期間5年の一般旅券の発給申請対象から18歳以上の者を除外する。一方、18歳未満の者は、成長期に外見が急速に変化することを考慮し、旅券の国際標準を踏まえて、引き続き有効期間5年の一般旅券を発行することとする。
- また、手数料改定に伴い、18歳未満の者のみが発給申請対象となる有効期間5年の一般旅券の国分の手数料の額は、残存有効期間同一旅券の国分の手数料の額を下回る見込みであり、有効期間5年の一般旅券の保有者に旅券の記載事項の変更等が生じた際には、有効期間5年の新たな旅券を申請することが合理的であることから、18歳未満の者による残存有効期間同一旅券の発給申請を廃止する。

<必要となる規制緩和・廃止の内容>

- 上記の背景及に鑑み、有効期間5年の一般旅券の発給対象者から18歳以上の者を除外する。
- 18歳未満の者が、現に所持する一般旅券の残存有効期間及び種類が同一の一般旅券（残存有効期間同一旅券）の発給の申請をする制度を廃止する。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

- ・廃止のみのため、本項目の記載事項なし。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【緩和・廃止】

- ・有効期間10年の一般旅券及び残存有効期間同一旅券を申請できる者を18歳以上の者のみとし、有効期間5年の一般旅券を申請できる者を18歳未満の者のみとすることで、国民にとって申請区分と料金体系が現在よりも分かりやすくなる。また、これに伴い、手数料納付の際の事務が簡素化・明瞭化され、過誤納付の防止にも資する。

4 負担の把握

【緩和・廃止】

<規制緩和・廃止により顕在化する負担>

- ・当該規制内容の変更による費用負担の変化はないため、廃止により顕在化する負担は発生しないと考えられる。

<行政費用>

- ・当該規制内容の変更により行政で発生する作業等はないため、新たな行政費用は発生しないと考えられる。

<その他の負担>

- ・発生が見込まれるその他の費用はない。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

意見聴取した 意見聴取しなかった

(意見聴取しなかった理由)

具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考に行っている

その他

(具体の理由：)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

<見直し条項がある法令案>

- ・該当無し。

<上記以外の法令案>

- ・事前評価書の作成から5年後を目処に事後評価を実施することから、令和12年度までに事後評価を実施予定。